

大泉学園町西町会会則

大泉学園西町会会則

名 称

第一章

第 1 条 本会は大泉学園西町会と称す。

第 2 条 町会長の定める場所に事務所を置く。

目 的

第二章

第 3 条 本会は会員相互の親睦を諮るとともに、誰からもこの町に住んでよかったと思われる町になるよう、防犯、防災、防火さらに交通安全に積極的に取り組み、町の安全と安心を確立し、さらに福祉の充実を築いていくことを目的とする。

会 員

第三章

第 4 条 本会は大泉学園西町会地区に居住する世帯及び法人等でこの趣旨に賛同し加入した会員で組織する。

第 5 条 会員は下記の事項を守らなければならない。

1. 転居した場合は速やかに届けをし、退会手続きをとらなければならない。

2. 所定の会費を納入しなければならない。

第 6 条 本会は下記の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| 1. 町 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 会 計 | 1 名 |
| 4. 監 事 | 1 名 |
| 5. 庶 務 | 若干名 |
| 6. ブロック長 | 各 1 名 |
| 7. 班 長 | 各 1 名 |

第 7 条 役員の変更は、諸事情により職務の遂行に支障をきたす場合のみ、当役員が指名し、役員会の決議を経て総会に報告する。

役 員 の 任 務

第四章

第 8 条 会長は各役員の仕事をつかさどらし、会議を主催するとともに、代表として事業等の実施に必要な外部との契約及び他の団体機関等からの対応に当る。

第 9 条 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはその職務を代行

する。

第 10 条 ブロック長はブロック内会員の掌握を計ると共に、本会の事業実施の準備、通知事項の伝達、会費収納等の補助に当る。

第 11 条 班長は班内会員への通知事項の伝達及び会費収納等の補助に当る。

第 12 条 会計監査は監事はその任に当たる。

運 営

第五章

第 13 条 本会の会議は、総会と役員会とによる。

1. 総会は年一回 毎年 4 月に行う。
2. 総会の議長は、原則として町会長とする。

第 14 条 役員会

1. 本会の役員会は、町会長、副会長、会計、監事によって構成し、必要なときは、ブロック長の代表者を招聘する。

2. 役員会は、町会長が必要に応じて開催し、予算事業案の作成、事業の実施要領、緊急事項、その他必要な事項を協議する。

3. 本会議は、原則として開催の 5 日前までに議事内容・日程を構成員に通知し、町会長又はその代理者が議長となり、議決は出席者の過半数の賛成で可決する。

第 15 条 役員は役員会で選出し、総会の同意を得て委嘱する。ただし班長は班内会員の持ち回りとする。

第 16 条 役員の任期は 3 年とする。但し再任は妨げない。また、補欠、増員による任期は前任者の残存期間とする。

第 17 条 会計監査は、監事はその任に当たる。

第 18 条 本会則に定めていない事項及び改正を要する事項は総会で協議決定する。ただし、会則に定めていない事項で緊急を要する場合は町会長の判断により役員会の決議を持って総会の決議に変える事が出来る。

第 19 条 本会の会務遂行のために必要な細則は役員会で定める。

第 20 条 会計

1. 本会の経費は、年会費及び寄付金等の収入を当てる。
2. 年会費は、一世帯あたり 金 2 0 0 0 円とする。

第 21 条 本会の事業及び会計は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

細 則

- 第 1 条 役員に毎年 4 月に連絡のための慰労金を贈る。
- 第 2 条 同一世帯が物故者となったときは、役員が町会を代表して香典金 5,000 円を持って弔問する。
- 第 3 条 同一世帯の中で子息誕生したとき、会員からの申し出により速やかに町会長に通知する。
町会長は速やかに御祝金 金 5,000 円を贈る。
- 第 4 条 長寿の方には敬老の日に喜寿・傘寿等に該当する方及びご子息の小学校入学時にお祝いの品を贈る。

附 則

本会則は総会の議決を経て改訂する。

1. この会則は昭和 33 年 4 月 1 日に発足する。
2. この会則は平成 18 年 11 月 1 日に改定実施する。
3. この会則は平成 21 年 8 月 1 日から実施する。
4. この会則は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
5. この会則は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。